

資 料 編

目 次

資料1	「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」の開催について・・・	1
資料2	「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」検討経過・・・	3
資料3	法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況・・・	4
資料4	法曹人口の推移・・・	5
資料5	旧司法試験出願者数及び法科大学院適性試験志願者数の推移・・・	6
資料6	法科大学院の定員及び入学者数等の推移・・・	7
資料7	法科大学院別入学者選抜実施状況・・・	8
資料8	新司法試験の合格状況（平成18年～22年）・・・	10
資料9	平成22年新司法試験法科大学院別合格者数等・・・	11
資料10	新規修了者の（法学既修者・法学未修者別）新司法試験合格率等の推移・・・	12
資料11	司法試験合格者に占める非法学部出身者及び法学部出身者の人数・割合の推移・・・	13
資料12	法科大学院修了者の新司法試験受験者数・合格者数・資格喪失者数の推移・・・	14
資料13	法科大学院における専任教員の状況（平成20年4月1日現在）・・・	15
資料14	法科大学院への実務家教員派遣状況（派遣法による派遣実績）・・・	16
資料15	法科大学院の認証評価について・・・	17
資料16	新司法試験受験者数に占める新規修了者数の割合の推移・・・	18
資料17	法科大学院修了者の新司法試験の受験状況・・・	19
資料18	新司法試験の最終合格点の推移・・・	20
資料19	平成22年新司法試験の合格者と不合格者の得点状況・・・	21
資料20	裁判所法の改正に関する件（平成22年11月24日衆議院法務委員会決議）・・・	22
資料21	ヒアリング対象者の主な意見等・・・	23

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」の開催について

1 目的

本研究会は、「行政評価等プログラム」（平成22年4月）において平成22年度テーマとしている「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価」について、法務省及び文部科学省の法曹養成制度に関する検討状況を踏まえつつ、法科大学院（法曹養成制度）の在り方をめぐるこれまでの経緯や各方面の指摘・課題等を把握・分析し、本テーマの調査・評価の在り方、方法等を検討するため、有識者等の参加を得て開催する。

2 調査・検討事項

- (1) 法科大学院（法曹養成制度）の在り方に関するこれまでの検討経緯
- (2) 関係府省における法科大学院（法曹養成制度）の改善方策の実施状況
- (3) 関係方面における法科大学院（法曹養成制度）の検討状況
- (4) 本テーマの調査・評価の在り方、方法 等

3 開催方法

本研究会は、総務大臣政務官（政策評価担当）が主宰する。
平成22年5月以降、毎月1回程度開催し、12月を目途に取りまとめを行う。

4 構成員

本研究会の構成員は、別紙の者とし、必要に応じて追加・変更を行うものとする。

5 庶務

本研究会の庶務は、総務省行政評価局が行う。

別紙

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」構成員

(五十音順、敬称略)

氏名	現職
えがわ しょうこ 江川 紹子	ジャーナリスト
ごうはら のぶお ○郷原 信郎	名城大学教授・コンプライアンス研究センター長 弁護士
コリン P. A. ジョーンズ	同志社大学法科大学院教授
さくらい けいこ 櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
たにふじ えつし ◎谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
みかみ とおる 三上 徹	株式会社三井住友銀行法務部長
やまだ まさひろ 山田 昌弘	中央大学文学部教授

◎：座長、○：座長代理

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」検討経過

開催日	議 事
第1回 平成22年5月31日	意見交換 ○ 座長・座長代理の選任 ○ 研究会の検討事項、検討スケジュール等について
第2回 平成22年7月7日	ヒアリング ○ 法務省及び文部科学省の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果等について
第3回 平成22年8月10日	意見交換 ○ 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯と関係府省における改善方策の実施状況について
第4回 平成22年9月10日	意見交換 ○ 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯等について ヒアリング ○ 大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利英明 ○ 伊藤塾塾長・弁護士 伊藤真
第5回 平成22年11月2日	ヒアリング ○ 法科大学院在学生 ○ 新司法試験合格者等
第6回 平成22年11月9日	ヒアリング (新たな法曹養成制度を経た弁護士等) ○ 日吉由美子弁護士 ○ 廣澤努弁護士 ○ 小澤裕史金融庁職員 (法科大学院教官) ○ 中央大学法科大学院教授 安念潤司 ○ 日本大学法科大学院教授 松村雅生
第7回 平成22年12月1日	意見交換 ○ 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について ○ 研究会の検討結果の取りまとめ案について
第8回 平成22年12月14日	意見交換 ○ 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について ○ 研究会の検討結果の取りまとめ案について

法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況

(単位：人、%)

区分	数値目標	実績等								
		平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22
法曹人口	法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 <u>3,000 人</u> 程度とすることを旨とする。 (司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	1,183	1,170	1,483	1,464	1,558 (1,009)	2,099 (1,851)	2,209 (2,065)	2,135 (2,043)	2,133 (2,074)
	現行司法試験の合格者数を、平成 14 年に 1,200 人程度に、平成 16 年に 1,500 人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	<u>1,183</u>	1,170	<u>1,483</u>	1,464	549	248	144	92	59
法科大学院	法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 <u>7～8 割</u>)の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。 (規制改革推進のための 3 か年計画 (改定) (H20. 3. 25 閣議決定)) (規制改革推進のための 3 か年計画 (再改定) (H21. 3. 31 閣議決定))	/	/	/	合格率 (合格者/受験者×100)					
	48.3				40.2	33.0	27.6	25.4		
	○修了者に占める合格者の割合 (人数) 17 年度修了者：69.8% (1,518 人/2,176 人) 18 年度修了者：49.1% (2,167 人/4,415 人) ○受験資格喪失者数：1,737 人 17 年度修了者 429 人、18 年度修了者 729 人、 19 年度修了者 536 人、20 年度修了者 43 人									
法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が <u>3 割以上</u> となるよう努めるものとする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))	/	/	法学部以外の学部出身者の割合							
34.5			29.9	28.3	26.1	26.1	25.3	21.1		
	/	/	社会人の割合							
48.4			37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1		
専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね <u>2 割以上</u> は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))	/	/	基準専任教員数に対する実務家教員の割合 (実務家教員数/基準専任教員数×100)							
不明			不明	不明	不明	43.6	不明	43.4		

(注) 1 総務省の調査結果による。

2 「法曹人口」欄上段の () は、新司法試験の合格者数を示す。

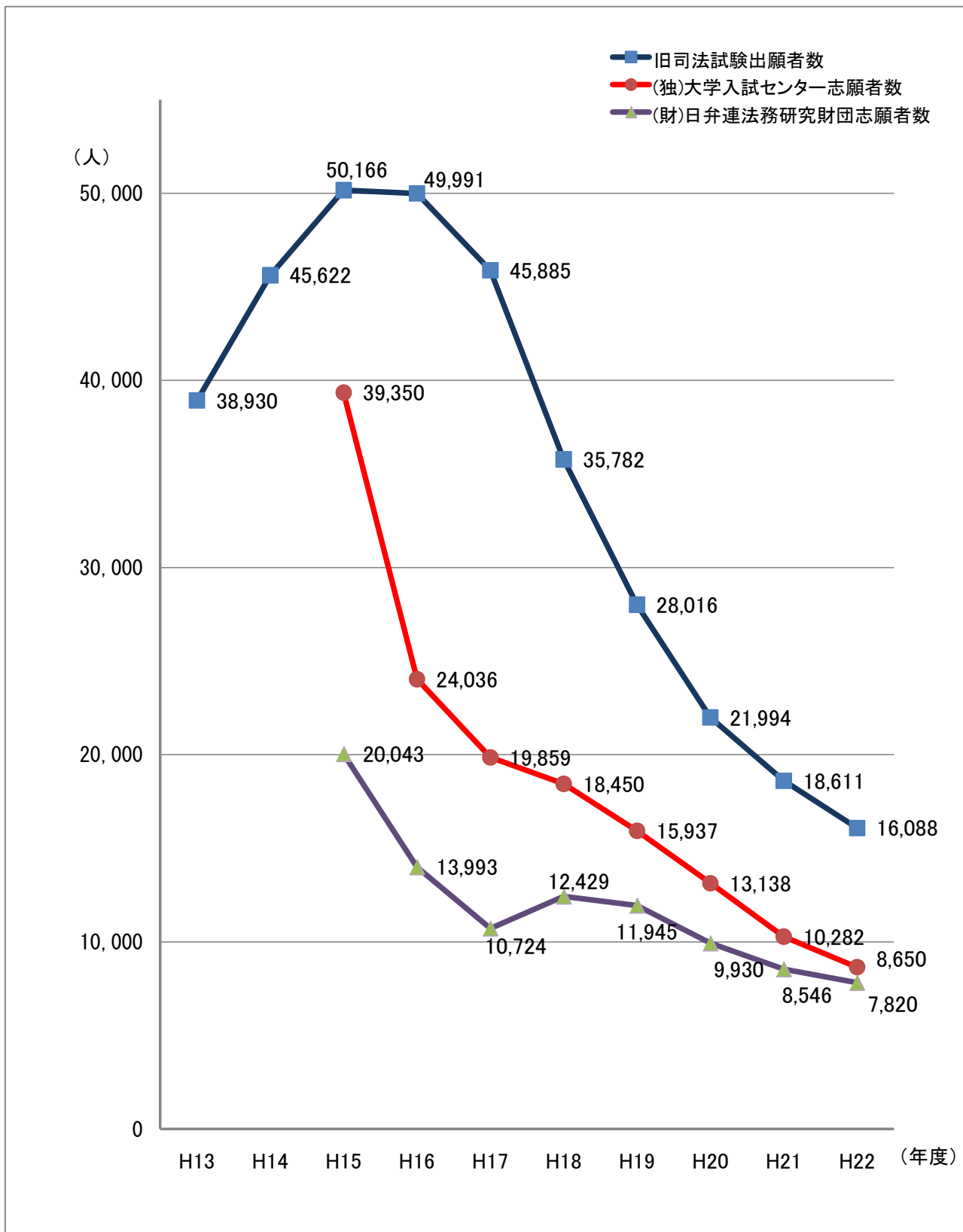
法曹人口の推移

(単位:人)

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
裁判官数	2,385	2,460	2,535	2,610	2,685	2,760	2,805
検察官数	1,563	1,627	1,648	1,667	1,739	1,779	1,806
弁護士数	20,240	21,205	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828
合計	24,188	25,292	26,239	27,431	29,486	31,497	33,439

- (注) 1 弁護士白書2010年版を基に総務省行政評価局が作成した。
 2 裁判官数は、簡易裁判所判事を除く各年の4月現在のもの。
 3 検察官数は、副検事を除く各年3月末日現在のもの。
 4 弁護士数は、正会員数で各年4月1日現在のもの。

旧司法試験出願者数及び法科大学院適性試験志願者数の推移



(注)1 法務省及び法曹養成制度に関する検討WT等の資料を基に、総務省行政評価局が作成した。

2 法科大学院適性試験志願者には、(独)大学入試センターと(財)日弁連法務研究財団の双方に志願する者もいることに留意する必要がある。なお、志願者の実数は不明である。

法科大学院の定員及び入学者数等の推移

(単位:校、人、倍、%)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
法科大学院数	68	74	74	74	74	74	74
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909
募集人員 ①	5,590	5,825	5,815	5,815	5,785	5,755	4,904
入学志願者数 ②	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014
志願倍率(②/①)	13.0	7.2	6.9	7.8	6.8	5.2	4.9
受験者数 ③	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,857	21,319
合格者数 ④	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,186	7,765
競争倍率(③/④)	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.75
入学者数 ⑤	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122
既修者コース入学者数	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923
未修者コース入学者数	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199
社会人入学者数 ⑥	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993
社会人入学者の割合(⑥/⑤)	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1

(注) 文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

法科大学院別入学者選抜実施状況

(単位:%、人、倍)

法科大学院 (設置大学名)	H21年 新司法 試験 合格率	募集人員		志願者数		受験者数		合格者数		入学者数		競争倍率		H22年 定員 充足 率
		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	
愛知学院大学	15.4	30	35	31	49	31	36	23	30	10	16	1.35	1.20	33.3
愛知大学	48.8	40	40	134	157	123	152	66	71	35	28	1.86	2.14	87.5
青山学院大学	9.0	50	60	390	258	274	239	106	73	29	33	2.58	3.27	58.0
大阪学院大学	5.6	45	50	43	91	40	89	26	75	11	33	1.54	1.19	24.4
大阪市立大学	25.0	60	75	491	565	410	429	130	120	54	74	3.15	3.58	90.0
大阪大学	33.5	80	100	690	776	663	727	180	231	82	99	3.68	3.15	102.5
大宮法科大学院	14.8	70	100	126	125	122	123	76	79	43	47	1.61	1.56	61.4
岡山大学	25.0	45	60	116	129	106	114	52	81	37	51	2.04	1.41	82.2
香川大学	7.1	20	30	47	73	39	67	36	44	18	15	1.08	1.52	90.0
学習院大学	24.4	50	65	488	642	488	370	88	94	51	49	5.55	3.94	102.0
鹿児島大学	5.7	15	30	33	51	32	42	16	27	9	14	2.00	1.56	60.0
神奈川大学	6.7	35	50	78	149	63	117	34	53	17	20	1.85	2.21	48.6
金沢大学	22.4	25	40	87	121	76	84	38	50	16	19	2.00	1.68	64.0
関西大学	16.9	130	130	485	816	385	660	230	335	101	128	1.67	1.97	77.7
関西学院大学	19.4	125	125	449	658	361	435	192	274	81	135	1.88	1.59	64.8
関東学院大学	12.5	30	30	44	93	44	78	39	53	16	16	1.13	1.47	53.3
九州大学	26.4	80	100	280	354	251	354	97	116	83	99	2.59	3.05	103.8
京都産業大学	2.0	40	60	56	112	53	102	34	67	7	19	1.56	1.52	17.5
京都大学	50.3	160	200	682	796	623	717	172	213	166	206	3.62	3.37	103.8
近畿大学	18.0	40	60	92	113	76	78	52	58	22	23	1.46	1.34	55.0
熊本大学	15.6	22	30	82	98	76	91	37	54	19	35	2.05	1.69	86.4
久留米大学	10.0	30	40	47	65	47	60	32	44	15	17	1.47	1.36	50.0
慶應義塾大学	46.4	260	260	1743	1737	1609	1623	475	497	235	248	3.39	3.27	90.4
甲南大学	18.3	50	60	203	362	182	331	129	190	36	49	1.41	1.74	72.0
神戸学院大学	10.7	35	60	64	70	61	69	35	53	8	30	1.74	1.30	22.9
神戸大学	49.0	80	100	888	948	839	905	194	218	83	97	4.32	4.15	103.8
國學院大学	10.9	40	50	59	159	50	138	37	66	25	31	1.35	2.09	62.5
駒澤大学	10.4	50	50	74	165	70	154	47	76	28	33	1.49	2.03	56.0
静岡大学	11.1	20	30	48	75	44	63	26	36	13	23	1.69	1.75	65.0
島根大学	4.3	20	30	19	49	16	47	12	27	11	18	1.33	1.74	55.0
首都大学東京	39.1	65	65	715	888	565	724	76	87	63	63	7.43	8.32	96.9
上智大学	27.8	100	100	969	1392	851	1098	214	202	95	109	3.98	5.44	95.0
信州大学	15.4	18	30	44	75	41	73	34	39	17	17	1.21	1.87	94.4
駿河台大学	5.0	48	60	88	172	75	136	57	101	32	61	1.32	1.35	66.7
成蹊大学	20.6	50	50	279	467	254	432	74	97	41	52	3.43	4.45	82.0
西南学院大学	14.9	35	50	118	142	111	131	69	114	33	36	1.61	1.15	94.3
専修大学	20.5	60	60	311	442	279	369	113	104	61	47	2.47	3.55	101.7
創価大学	15.8	35	50	136	222	133	222	55	63	32	41	2.42	3.52	91.4
大東文化大学	7.0	40	50	82	113	74	94	64	76	27	41	1.16	1.24	67.5
千葉大学	37.5	40	50	419	725	360	604	73	71	41	41	4.93	8.51	102.5
中央大学	43.4	300	300	2519	2743	2432	2616	618	591	271	291	3.94	4.43	90.3
中京大学	15.8	30	30	79	135	75	128	52	78	10	23	1.44	1.64	33.3

法科大学院 (設置大学名)	H21年 新司法 試験 合格率	募集人員		志願者数		受験者数		合格者数		入学者数		競争倍率		H22年 定員 充足 率
		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	
筑波大学	8.8	36	40	216	278	204	268	45	48	36	40	4.53	5.58	100.0
桐蔭横浜大学	12.9	60	70	95	167	94	163	54	90	41	53	1.74	1.81	68.3
東海大学	6.0	40	50	43	98	23	55	17	45	5	21	1.35	1.22	12.5
東京大学	55.5	240	300	954	914	900	856	238	278	229	274	3.78	3.08	95.4
同志社大学	19.1	120	150	558	778	461	647	302	342	114	136	1.53	1.89	95.0
東北学院大学	12.1	30	50	39	53	37	52	23	34	14	18	1.61	1.53	46.7
東北大学	19.5	80	100	274	449	215	347	94	132	79	102	2.29	2.63	98.8
東洋大学	7.1	40	50	53	154	40	119	19	60	9	30	2.11	1.98	22.5
獨協大学	7.6	40	50	59	121	52	109	42	75	16	40	1.24	1.45	40.0
名古屋大学	33.3	70	80	526	357	467	283	89	96	65	91	5.25	2.95	92.9
南山大学	30.5	50	50	172	236	129	185	83	97	27	36	1.55	1.91	54.0
新潟大学	17.3	35	60	71	130	66	121	36	66	22	29	1.83	1.83	62.9
日本大学	13.1	100	100	390	449	279	373	161	203	95	105	1.73	1.84	95.0
白鷗大学	16.7	25	30	28	50	24	43	14	31	10	16	1.71	1.39	40.0
一橋大学	62.9	85	100	579	600	484	470	92	105	88	103	5.26	4.48	103.5
姫路獨協大学	7.7	20	30	4	23	4	15	0	8	0	5	-	1.88	0.0
広島修道大学	12.8	30	50	41	46	38	46	34	40	23	27	1.12	1.15	76.7
広島大学	25.0	48	60	179	176	142	153	75	92	44	58	1.89	1.66	91.7
福岡大学	18.4	30	30	90	118	80	107	68	78	22	31	1.18	1.37	73.3
法政大学	18.1	100	100	506	507	333	362	129	142	74	87	2.58	2.55	74.0
北海学園大学	29.2	30	30	58	64	58	62	28	32	19	20	2.07	1.94	63.3
北海道大学	40.4	80	100	384	464	341	413	101	132	76	93	3.38	3.13	95.0
明治学院大学	11.7	60	80	166	256	141	224	104	138	48	57	1.36	1.62	80.0
明治大学	31.0	170	200	1207	1988	1116	1892	514	499	296	175	2.17	3.79	174.1
名城大学	18.9	40	50	89	120	73	104	53	67	37	50	1.38	1.55	92.5
山梨学院大学	26.1	35	40	72	112	69	110	30	33	19	21	2.30	3.33	54.3
横浜国立大学	25.3	40	50	248	377	210	310	53	59	42	50	3.96	5.25	105.0
立教大学	22.3	70	70	555	590	398	391	112	104	67	75	3.55	3.76	95.7
立命館大学	24.7	150	150	632	731	521	602	290	313	133	139	1.80	1.92	88.7
琉球大学	10.0	22	30	47	98	38	84	28	38	21	29	1.36	2.21	95.5
龍谷大学	10.4	30	60	65	161	52	128	49	77	10	31	1.06	1.66	33.3
早稲田大学	32.6	300	300	1786	1677	1726	1642	578	604	257	275	2.99	2.72	85.7
総計	27.6	4904	5755	24014	29714	21319	25857	7765	9186	4122	4844	2.75	2.81	84.1

(注)1 文部科学省資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 平成22年度入学者選抜において、競争倍率2倍未満の院には網掛けを付した。

3 姫路獨協大学は、平成22年度入学者選抜において合格者がいなかったため、競争倍率は算出していない。

4 「H22年定員充足率」は入学者数(H22)を募集人員(H22)で除した割合である。

新司法試験の合格状況（平成 18 年～22 年）

（単位：人、％）

区 分	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
出 願 者	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127
既 修 者 コース	2,137	2,884	3,449	3,781	4,020
未 修 者 コース		2,517	4,393	5,953	7,107
受 験 者 (①)	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163
既 修 者 コース	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355
未 修 者 コース		1,966	3,259	4,118	4,808
合 格 者 (②)	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074
既 修 者 コース	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242
未 修 者 コース		636	734	777	832
合 格 率 (②/①)	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4
既 修 者 コース	48.3	46.0	44.3	38.7	37.0
未 修 者 コース		32.3	22.5	18.9	17.3

（注）法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

平成22年新司法試験法科大学院別合格者数等

(単位:人、%)

法科大学院名	受験者数	最終合格者数	合格率
愛知学院大法科大学院	34	3	8.8
愛知大法科大学院	44	14	31.8
青山学院大法科大学院	83	3	3.6
大阪学院大法科大学院	55	3	5.5
大阪市立大法科大学院	119	31	26.1
大阪大法科大学院	180	70	38.9
大宮法科大学院大学	118	12	10.2
岡山大法科大学院	53	8	15.1
香川大法科大学院	52	10	19.2
学習院大法科大学院	94	19	20.2
鹿児島大法科大学院	31	0	0.0
神奈川大法科大学院	53	8	15.1
金沢大法科大学院	54	17	31.5
関西大法科大学院	220	32	14.5
関西学院大法科大学院	182	37	20.3
関東学院大法科大学院	55	3	5.5
九州大法科大学院	175	46	26.3
京都産業大法科大学院	74	4	5.4
京都大法科大学院	277	135	48.7
近畿大法科大学院	57	8	14.0
熊本大法科大学院	34	7	20.6
久留米大法科大学院	51	6	11.8
慶應義塾大法科大学院	355	179	50.4
甲南大法科大学院	110	11	10.0
神戸学院大法科大学院	39	4	10.3
神戸大法科大学院	144	49	34.0
國學院大法科大学院	68	5	7.4
駒澤大法科大学院	68	9	13.2
静岡大法科大学院	37	6	16.2
島根大法科大学院	29	3	10.3
首都大東京法科大学院	101	30	29.7
上智大法科大学院	168	33	19.6
信州大法科大学院	41	5	12.2
駿河台大法科大学院	92	7	7.6
成蹊大法科大学院	93	11	11.8
西南学院大法科大学院	72	8	11.1
専修大法科大学院	97	19	19.6
創価大法科大学院	92	18	19.6
大東文化大法科大学院	47	2	4.3
千葉大法科大学院	69	30	43.5
中央大法科大学院	439	189	43.1
中京大法科大学院	42	6	14.3
筑波大法科大学院	43	11	25.6
桐蔭横浜大法科大学院	83	6	7.2
東海大法科大学院	55	2	3.6
東京大法科大学院	411	201	48.9
同志社大法科大学院	262	55	21.0
東北学院大法科大学院	39	2	5.1
東北大法科大学院	159	58	36.5
東洋大法科大学院	77	7	9.1
獨協大法科大学院	81	3	3.7
名古屋大法科大学院	139	49	35.3
南山大法科大学院	73	10	13.7
新潟大法科大学院	82	9	11.0
日本大法科大学院	163	21	12.9
白鷗大法科大学院	35	2	5.7
一橋大法科大学院	138	69	50.0
姫路獨協大法科大学院	30	0	0.0
広島修道大法科大学院	60	7	11.7
広島大法科大学院	77	16	20.8
福岡大法科大学院	36	8	22.2
法政大法科大学院	165	24	14.5
北海学園大法科大学院	31	3	9.7
北海道大法科大学院	144	62	43.1
明治学院大法科大学院	87	9	10.3
明治大法科大学院	335	85	25.4
名城大法科大学院	50	10	20.0
山梨学院大法科大学院	51	14	27.5
横浜国立大法科大学院	89	17	19.1
立教大法科大学院	116	24	20.7
立命館大法科大学院	249	47	18.9
琉球大法科大学院	38	5	13.2
龍谷大法科大学院	70	8	11.4
早稲田大法科大学院	397	130	32.7
総計	8,163	2,074	25.4

(注)1 法務省資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 受験者数には、途中欠席者73人を含む。

新規修了者の(法学既修者・法学未修者別)新司法試験合格率等の推移

(単位:人、%)

試験実施年		平成18年	19年	20年	21年	22年
法学既修者 (コース)	受験者数	2,091	1,738	1,898	1,947	1,769
	合格者数	1,009	819	974	948	820
	合格率	48.3	47.1	51.3	48.7	46.4
法学未修者 (コース)	受験者数	-	1,966	2,079	2,065	1,963
	合格者数	-	636	492	458	413
	合格率	-	32.3	23.7	22.2	21.0

(注) 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

司法試験合格者に占める非法学部出身者及び法学部出身者の人数・割合の推移

(単位：人、%)

区分		旧司法試験					新司法試験				
		平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
非法学部 出身者	合格者数	142	151	178	250	263	116	412	447	426	395
	割合	14.3	12.8	15.2	16.9	18.0	11.5	22.3	21.6	20.9	19.0
法学部 出身者	合格者数	848	1,032	992	1,233	1,201	893	1,439	1,618	1,617	1,679
	割合	85.7	87.2	84.8	83.1	82.0	88.5	77.7	78.4	79.1	81.0

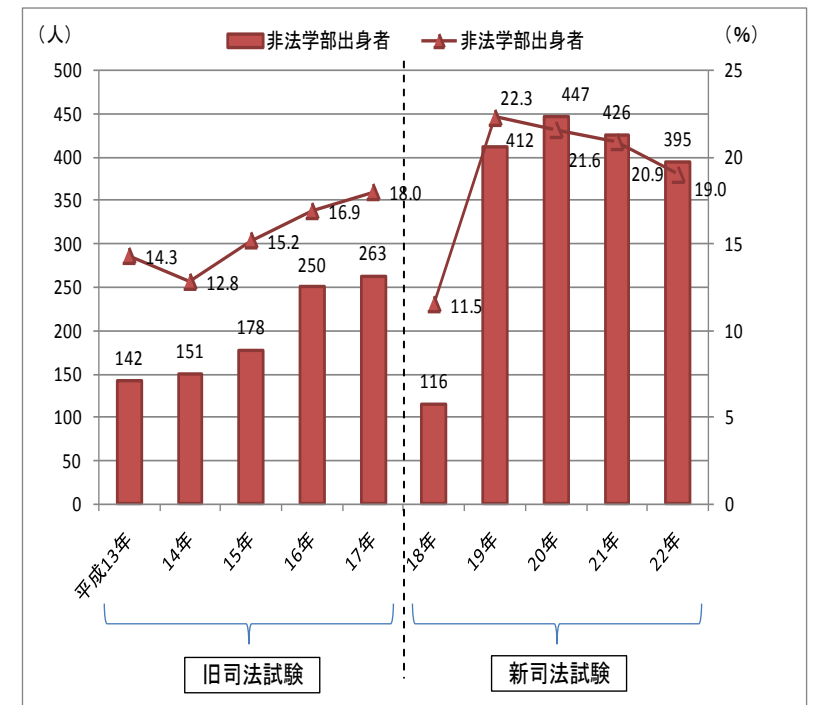
- (注) 1 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。
 2 平成18年から22年の間の旧司法試験合格者は除いている。
 3 割合は、全合格者数で除した率である。

(参考) 平成18年以降の新・旧司法試験合格者に占める非法学部出身者の人数・割合

(単位：人、%)

区分		平成18年	19年	20年	21年	22年
新司法試験	合格者数	116	412	447	426	395
	割合	11.5	22.3	21.6	20.9	19.0
旧司法試験	合格者数	99	57	30	25	13
	割合	18.0	23.0	20.8	27.2	22.0
計	合格者数	215	469	477	451	408
	割合	13.8	22.3	21.6	21.1	19.1

(注) 新・旧司法試験の割合は、新・旧司法試験ごとの全合格者数で除した率である。



法科大学院修了者の新司法試験受験者数・合格者数・資格喪失者数の推移

(単位:人、%)

区 分	修了者数	平成18年試験			19年試験			20年試験			21年試験			22年試験			累積者数			
		受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者実数	合格者	資格喪失者	
平成17年度修了者	2,176	2,091	1,009	6	903	396	44	324	99	183	130	8	62	149	6	134	2,122 (100.0)	1,518 (71.5)	429 (20.2)	
18年度修了者	4,415				3,704	1,455	3	1,960	500	55	1,089	168	449	693	44	222	4,241 (100.0)	2,167 (51.1)	729 (17.2)	
19年度修了者	4,910							3,977	1,466	3	2,161	461	58	1,352	234	475	4,632 (100.0)	2,161 (46.7)	536 (11.6)	
20年度修了者	4,979										4,012	1,406	2	2,237	557	41	4,409 (100.0)	1,963 (44.5)	43 (1.0)	
21年度修了者	4,772													3,732	1,233	0	3,732 (100.0)	1,233 (33.0)	0 (0.0)	
																			資格喪失者計	1,737

(注)1 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 「累積者数」欄の()は、受験者実数を100としたそれぞれの割合である。

3 「修了者数」から「累積の受験者実数」を引いた人数が法科大学院を修了して新司法試験を受験しなかった者の人数である。

法科大学院における専任教員の状況(平成20年4月1日現在)

(単位:人、%)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員総数	科目群別				研究者教員・実務家教員別			
				法律基本科目	比率	法律基本科目以外	比率	研究者教員	比率	実務家教員	比率
大規模校計	3,115	623	768	478	62.2	290	37.8	540	70.3	228	29.7
中規模校計	1,165	233	349	235	67.3	114	32.7	232	66.5	117	33.5
小規模校計	1,515	432	604	420	69.5	184	30.5	387	64.1	217	35.9
合計	5,795	1,288	1,721	1,133	65.8	588	34.2	1,159	67.3	562	32.7
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	23.9	62.2	14.5	37.8	27.0	70.3	11.4	29.7
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	13.1	67.3	6.3	32.7	12.9	66.5	6.5	33.5
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	11.7	69.5	5.1	30.5	10.8	64.1	6.0	35.9
全大学平均	78.3	17.4	23.3	15.3	65.8	7.9	34.2	15.7	67.3	7.6	32.7

(注) 1 文部科学省の資料による。

2 大規模校:定員100名以上の大学(20校)

3 中規模校:定員51名以上100名未満の大学(18校)

4 小規模校:定員50名以下の大学(36校)

法科大学院への実務家教員派遣状況(派遣法による派遣実績)

(単位:人)

		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
裁判官	フルタイム型						
	パートタイム型	34	61	68	71	73	74
	合計	34	61	68	71	73	74
検察官	フルタイム型	10	21	20	21	21	21
	パートタイム型	2	4	11	6	7	10
	合計	12	25	31	27	28	31
一般職の 国家公務員	フルタイム型	3	14	3	0	0	0
	パートタイム型	3	5	8	6	3	5
	合計	6	19	11	6	3	5
合計	フルタイム型	13	35	23	21	21	21
	パートタイム型	39	70	87	83	83	89
	合計	52	105	110	104	104	110

(注)1 最高裁判所、人事院及び法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 フルタイム型:専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態。法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職員の国家公務員の派遣に関する法律第11条第1項に基づく派遣。

3 パートタイム型:本来の職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態。法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職員の国家公務員の派遣に関する法律第4条第3項に基づく派遣。

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

法科大学院の認証評価受審状況

（ ）は不適格となった大学数

平成22年3月29日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合 計
平成18年度	2 (0)	—	—	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
平成21年度	1 (0)	3 (1)	2 (1)	7 (2)
合 計	28 (7)	28 (7)	18 (10)	74 (24)

※ 京都産業大学は平成20年度及び平成21年度に受審（上記の表では平成20年度の
評価結果のみ記載）。

新司法試験受験者数に占める新規修了者数の割合の推移

(単位:人、%)

試験実施年	平成18年	19年	20年	21年	22年
新規修了者	2,091 (100.0)	3,704 (80.4)	3,977 (63.5)	4,012 (54.3)	3,732 (45.7)
修了後2年目以降の者 (前年以前の不合格者を含む)	-	903 (19.6)	2,284 (36.5)	3,380 (45.7)	4,431 (54.3)
受験者数	2,091 (100.0)	4,607 (100.0)	6,261 (100.0)	7,392 (100.0)	8,163 (100.0)

(注) 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

法科大学院修了者の新司法試験の受験状況

(単位:人、%)

修了年度	平成17年	18年	19年	20年	21年
修了者総数	2,176 (100.0)	4,415 (100.0)	4,910 (100.0)	4,979 (100.0)	4,772 (100.0)
翌年度受験者数	2,091 (96.1)	3,704 (83.9)	3,977 (81.0)	4,012 (80.6)	3,732 (78.2)
翌年度非受験者数	85 (3.9)	711 (16.1)	933 (19.0)	967 (19.4)	1,040 (21.8)

(注) 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

新司法試験の最終合格点の推移

(単位:点、%)

試験実施年	平成18年	19年	20年	21年	22年
最終合格点 (総合評価)	915	925	940	785	775
満点	1750	1750	1750	1575	1575
得点率	52.3	52.9	53.7	49.8	49.2

(注) 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

平成22年新司法試験の合格者と不合格者の得点状況

(単位：点、%、人)

合否	得点 (総合点)	得点率	人数 (合格者に占める割合)	割合	備考
新司法試験合格者	1575	100.0	0	0.0	満点
	1191 ~ 1102	75.6~70.0	9 (0.4)	0.1	合格者の最高点と最低点の差は416点
	1101 ~ 945	69.9~60.0	219 (10.6)	2.7	
	944 ~ 787	59.9~50.0	1,621 (78.2)	19.9	
	786 ~ 775	49.9~49.2	225 (10.8)	2.8	
	合格者計①			2,074 (100)	
総合評価対象者のうち不合格となった者	774 ~ 724	49.1~46.0	938	11.5	合格者3千人とした場合の合格圏内 合格者の最低点との差は1点~51点
	723 ~ 630	45.9~40.0	1,529	18.7	
	628 ~ 432	39.9~27.4	858	10.5	
	不合格者計②			3,325	40.7
計 (①+②)			5,399	66.1	総合評価の対象者数
総合評価の対象外③			374	4.6	
計 (①+②+③)			5,773	70.7	短答式試験合格者数
短答式試験不合格者④			2,390	29.3	
受験者総数 (①+②+③+④)			8,163	100.0	

(注) 1 「平成22年新司法試験の結果」(法務省)を基に、総務省が作成した。

2 「総合評価の対象外」とは、論文式試験を受験したが、最低ライン点(公法系科目200点、民事系科目300点、刑事系科目200点、選択科目100点の25%未満)に達しない科目があるため総合評価の対象外とされたものである。

3 総合評価の合否判定は、短答式試験の素点(350点満点)を0.5倍したもの(175点)に、論文式の素点(800点満点)を1.75倍したもの(1,400点)を加算した点数を総合点として算出(総合評価)し、それが775点以上の者を合格としている(H22.9.8司法試験委員会決定)。

平成 22 年 11 月 24 日（衆議院法務委員会決議）

裁判所法の改正に関する件

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 改正後の裁判所法附則第 4 項に規定する日(注)までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(注) 平成 23 年 10 月 31 日

- 2 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。

ヒアリング対象者の主な意見等

- ① 大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利 英明
- ② 中央大学法科大学院教授 安念 潤司
- ③ 日本大学法科大学院教授 松村 雅生
- ④ 伊藤塾塾長・弁護士 伊藤 真
- ⑤ 弁護士 日吉 由美子
- ⑥ 弁護士 廣澤 努
- ⑦ 金融庁職員 小澤 裕史
- ⑧ 新司法試験合格者（社会人）
- ⑨ 新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者
- ⑩ 新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者
- ⑪ 法科大学院在学生
- ⑫ 法科大学院在学生

①

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 9 月 10 日

大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利 英明

1. 法曹養成制度構築上の根本的欠陥

① 韓国の法科大学院が、i. 司法研修院の廃止、ii. 法科大学院設置大学における法学部の廃止、iii. 修学年限を一律 3 年とし、既修者コースは設置しないというドラスティックな改革を伴ったのに対し、司法制度改革審議会意見が中途半端な制度改革に終わったこと

② 司法制度改革審議会の意見書提出後、検討会は開かれたものの、具体的制度設計が法務省と文科省という既存の司法と教育担当省庁に全面的に任されてしまったため、法科大学院独自の教育システムはないがしろにされ、法学部や法務研究科をベースにした大学院教育に止まった。

また、司法研修所の変革は期間の短縮と実務庁での修習の重視に止まり、訴訟活動を中心とする旧来型の法曹三者の育成が基本とされた。多様な法曹が国民の社会生活上の医師として厚い層として存在するという法科大学院の理念と具体的養成制度が分裂した。

③ このため、i. 法学部と法曹養成教育の分離が図られず、ii. 司法試験問題が従来同様法律知識の確認に主眼が置かれ、iii. 司法研修所の教育内容も裁判官・検察官としては必須でも弁護士としては活動の一部に過ぎない訴訟中心のカリキュラムのままとなり、iv. 企業法務や公務員としての活動など弁護士の職務の新しい展開などについて進展しなかった。

司法制度改革審議会の理念を如何に取り入れるかが、旧来の法曹三者と文科省という従来の延長線上でのみ検討され、新しい法曹の役割や資質を問題にすることなく決定された。

2 法曹養成制度運用上の問題点

① 法科大学院が専門職大学院として位置づけられ、当初設立認可に当たっては大学院の教員資格たる $\textcircled{合}$ が要求された結果、実務家教員が設置当初基本科目の教員となることが出来ず、結果として研究者教員のみでスタートしたことから、法学部との差異がなくなり、既修者にはもの足りず、未修者には理解しがたいものであったことから、予備校に通う学生が発生した。一般的に言えば実務家教員の方が研究よりも教育に熱意を持ち、学生をクライアントと考える性癖から法科大学院の教員としては適性が高いのではないだろうか。教員の資格認定はもっと緩やかであるべきであった。

② 大半の法科大学院の教育が既修者中心のため、未修者は 1 年間で既修者に追いつくことが求められ消化不良を起こすと共に自信を喪失している。司法試験は法律・判例の記憶力中心の短答式が維持されるなど、他学部出身や社会人経験の利点は考慮されないため、理系や語学系を中心とした未修者の合格率は低率である。このため、未修者の法曹志望者は激減の一途をたどり、法曹の多様性を力説した意見書の要請とは逆の方向へと進んでいる。法曹の多様性を確保するために司法試験の見直

しと、法科大学院の既修者コースの廃止ないしは減少、そして、既修者コースと未修者コースを併設する場合は、2年時からの既修・未修混合クラス編成は禁止されるべきである。

- ③ 司法研修所は訴訟中心の教育機関であるが、訴訟事件についての弁護士不足は必ずしも現実化していない。事件数の推移や裁判官の増員状況を見ても、司法制度改革審議会が要望した毎年3000人の法曹の全てが訴訟活動を専門にする必要はない。訴訟弁護士になろうとするものが習得すれば十分な訴訟技術や高度の訴訟法教育を、全員強制的に、且つ無給で、職務専念義務まで課して実施する合理性はないのではなかろうか。

その意味で司法研修所での修習を任意とする運用も検討されるべきである。

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成22年11月9日

中央大学法科大学院教授 安念潤司

1 自己紹介

2007年11月まで成蹊大学法科大学院

憲法(1年次生向け、4単位)

公法総合(3年次生向け、4単位)

2007年12月から中央大学法科大学院

公法総合Ⅱ(2年次生向け、1単位分)

公法総合Ⅲ(2年次生向け、2単位)

非常勤として

知的財産法基礎(政策研究大学院大学 知財プログラム)

行政手続法(東京理科大学 知財専門職大学院 2008年度まで)

2 心掛けていること

- ① 学生の立場を理解する。学生は受験生であり、当面の目標は司法試験の合格以外にはない。
- ② 受験生としてメリットを感じられる授業でなければ意味がない。
- ③ 重要な部分は、口頭だけでなく、「紙」にして渡す。
- ④ 授業に必要な法令・判例は、自分で一度デジタルファイル化し、長大なものは、重要部分を抜粋して渡す。
- ⑤ 他人の論文を単にコピーして渡すことをしない。ましてや、単に参考文献として紹介するだけ、というやり方はしない。
- ⑥ ソクラテック・メソッドを機械的に実行しない。
- ⑦ 求められれば、答案・レポート等の添削を行い、かつ面談する。
- ⑧ 新司法試験の問題等について、具体的な解答例を自分で書く。

3 ロースクールの今後

マクロ経済の状況次第であると思われる。経済的にベシしない仕組みは、いずれにせよ長期的に sustainable ではあり得ない。

日本経済の衰退は、予想したよりもはるかに急であり、賃金水準は、今後一層急速に低下するであろうから、高額な授業料や修学期間の機会費用を負担できる層が縮小していくであろう。

リーガル・サービスは、経済活動の派生需要であり、経済の衰退により減退していくことは避けられない。多大のコストおよびリスクを背負ってローヤーになっても、期待利得は減少していく。

ロースクール制度に導入によって、確実に生じたといえるのは、所得の移転である。

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成22年11月9日

日本大学法科大学院教授 松村雅生

1 指摘される問題点と考え方

(1) 合格率の低迷

- ① 入学定員と司法試験合格者数を対比すると、7~8割合格は不可
- ② 受験対策はするな、合格率は不問→受験対策はするな、合格率は上げろ
- ③ 合格者、不合格者ともに就職難
 - 法曹像の転換による合格者増、就職促進
 - 隣接法律専門職等への進出を含みうる教育カリキュラム

(2) 新司法試験合格者の質の低下

- ① 未修学生に、法曹スタート時点で現行試験コースと同じレベルの法律知識、実務能力を期待することが現実的か。
- ② 3,000人の合格者に、現行試験と同レベルを期待していたのか。
- ③ 法曹となつてからの知識・能力の向上システム、評価システムの構築が必要

(3) 原則であるはずの未修者コースの維持が困難

- ① 合格率の低下・就職が困難→希望者の激減
- ② 法学部温存、既修者コースの認定が遠因
- ③ 科目・問題が多い短答式試験、適性試験がネックか
- ④ 未修者コースが成立しない法科大学院制度の必要性

(4) 法科大学院教育と新司法試験との連携

- ① 目標とする法科大学院教育の達成状況を確認する試験内容になっているか。
 - 試験科目、内容の見直し
 - 競争試験的な状況下では、合格に直結しない授業、勉強へのインセンティブ確保が困難

2 その他の問題点

(1) 予備試験の導入

- ① 新たな矛盾を発生させるもの
 - 合格者が少なければ、スーパーエリート法曹の誕生か
 - 合格者が多ければ、法科大学院制度の崩壊

(2) 隣接法律専門職との関係

弁護士の増大に伴い、実際に担う業務範囲について、税理士、司法書士、行政書士、弁理士等と軋轢を生ずるおそれ

(3) 「理論と実務の架橋」の困難性

研究者教員と実務家教員の連携が容易ではない。

(4) 法科大学院の教員養成の仕組みづくりが、手探り状態

法科大学院コース、法学研究科コースのいずれか、あるいは連携か

(5) 認証評価制度

認証評価により実現を目指すものが、明確でない。

④

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成22年9月10日

法科大学院をめぐる現状認識

伊藤塾塾長・弁護士 伊藤 真

1 新司法試験の問題の傾向

(1) 短答式問題

256問を330分で解答 (1問あたり平均1分20秒ほど)

それぞれの設問は適切な内容といえる。

しかし、すべての範囲を7科目にわたり、しかも正確に暗記しなければならない。

← 受験生の負担は膨大

(2) 論文式問題

基本的理解を前提に現場で考えさせる問題で良問といえる。

ただ、論点の数が多くて時間との勝負になっているため、考えすぎると失敗する。

2 新司法試験に向けてどのような勉強を行っているか

合格に必要な力

① 徹底した基礎力

② 考える力(論理的思考力、未知の問題に対処する力)

③ 日本語力(特に書く力)

これらを地道な泥臭い学習を続けて修得するしかない。

法科大学院では試験対策ができないため、基本的には自学自習または受験指導校を利用。

3 法科大学院の勉強だけで十分であるのか

②に関しては、法科大学院の授業が効果的

入学前に①、②を修得しているかが新司法試験の可否に大きく影響する。

結局、合格しやすい学生を入学させることができたかどうかで合格率の差。

4 旧司法試験と新司法試験の違いは何か

(1) 法科大学院卒業という受験資格制限が、参入障壁となり、多様性を阻害している。

(2) 受験回数制限が受験生を萎縮させている。

5 最後に

法科大学院制度の目的の再確認とその達成度の検証は不可欠と考えます。

以上

⑤

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成22年11月9日

弁護士 日吉 由美子

1 新司法試験合格のため工夫したこと (含予備校の利用)

- (1) タイムマネジメント — 会社とローとの両立のために —
 - ・ 復習より「十分な予習」
 - ・ 土日休日の効率的な使い方
 - ・ 徹底した時間管理
- (2) ロードマップの作成と見直し
 - ・ 頭の中に自分だけの「ロードマップ」
 - ・ 「法科大学院で教わること」と「自分で身につけること」の峻別
 - ・ 独りよがりな勉強を防止するため、ロードマップの見直し
- (3) 健康マネジメント
 - ・ 十分な睡眠と適切な食事
- (4) 予備校の使い方
 - ・ 「答練」による客観チェックとアウトプットの習熟

2 法科大学院制度、新司法試験、司法修習に対する感想

- (1) 法科大学院の授業内容
 - ・ 「法的なものの考え方」を身に付けるために有効である。少なくとも、こうした系統だった教育・指導を行った機関・学校等はない。
 - ・ 「条文」「判例」を理解し記憶するのは学生個人の責任、「条文解釈の仕方」「判例の射程の考え方」等を教えるのが法科大学院の役割という「責任分担」を前提とすると、現在の法科大学院のあり方に大きな問題はない。
 - ・ むしろ、「実務家養成」という法科大学院の持つ役割について、一部の教員及び学生が確固たる認識を持つまでに至っていないところに問題があると考ええる。
- (2) 受験予備校の必要性
 - ・ 1 回勝負の試験に備えるために必要な「客観チェック」と「アウトプット習熟」のために存在意義はあると考ええる。
- (3) 新司法試験の内容
 - ・ 実務においては、「基礎的な知識」を足がかりに、「法的思考」を駆使して、未知の法律や判例等を探し、解釈し、使うことで、未知の問題に取り組むことが毎日の仕事となる。つまり、「基礎的な知識」と「法的思考方法」の両方が身につけていなければ、法曹になっても覚束ないということである。
 - ・ 新司法試験は、「短答試験」で「基礎的な知識」の有無をチェックし、「論文試験」で「法的思考」ができるかをチェックするものであり、上述の実務のニーズに沿っている上に、内容的にも総じて良い問題である。
「短答」と「論文」は法曹にとって、言わば車の両輪であり、両方重要である。「純粹未修」の人間を救うために「短答試験」をなくす、または簡略化するという意見があるが、それでは本末転倒である。

(4) 新司法試験の受験回数制限

- ・ 「5年3回」が最善か否かは別にして、自らの適性を考えたり法曹以外の分野に可能性を求めることをせず、結果的に一生を棒に振ることを防止するためにも受験回数制限は必要であると考える。

(5) 合格人数について

- ・ 「合格人数論争」は不毛である。見直しにあたっては、むしろ「資格試験」としての本質、すなわち「絶対評価」を出発点として、「どんな試験に対して、どの程度の点数を取ることが合格ラインか」という観点から考えるべきである。

(6) その他

- ・ 「多様な人材を法曹界に」という理念は間違っていない。むしろ、この理念を実現するような「制度設計」になるよう制度を改善すべきである。

① 合格率の低下を危惧して法科大学院への入学人数を減らし、又は法科大学院の数自体を減らし、同時に

② 就職が困難になることを理由に合格人数を減らし、他方で

③ 修習に入るために会社は退職せねばならず、さらに

④ 修習時代の生活費は貸与になる

というのでは、全体を見ると、まるで「法曹界にチャレンジする気を萎えさせるための制度設計」のようで、これでは、縮小再生産への「負のスパイラル」に陥るだけである。

- ・ どの業界でも「優秀な人材の確保」がすべてである。多様な人材が、法曹資格に「チャレンジしたい」と思えるような制度になるように、「入口」のあり方から「出口」の就職問題まで、その間の生活費や奨学金等も含めた、全体の制度設計に責任を持つ組織又は機関が必要であると考える。

以上

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成22年11月9日

弁護士(島根県弁護士会) 廣澤 努

1 略歴

- 1994/4 島根県入庁(農協指導・許認可等を担当)
- 1996/4 運輸省出向(沖縄振興, 生活交通の維持確保, 中心市街地活性化等を担当)
- 1999/4 島根県復帰(国際定期航空路線の開設, 外国人観光客誘致等を担当)
- 2004/3 島根県退職
- 2004/4 島根大学大学院法務研究科(山陰法科大学院)入学(2007/3 修了)
- 2009/12 弁護士登録

2 法科大学院に入学した動機

(1) 県職員としての経験

ある外国航空会社から出雲空港に就航する旨の言質を取ったが, 数箇月後に反故にされるなどの苦い経験から, 法的な知識を身に着け, 地域に貢献したいと思うようになった。

(2) 山陰法科大学院の創設

当時, 法科大学院制度の整備と7~8割程度の新司法試験合格率が喧伝され, 進学を意識した。しかし, 妻が地元で働いており, 既に子どももあったため, 県外の法科大学院で学べる状況にはなかった。すなわち, 司法制度改革審議会意見書のいう「地域を考慮した全国的な適正配置」により島根に法科大学院が設置されなければ, 私が法曹の道に進むことはありえなかった。

3 新司法試験合格に向けた学修

(1) 法科大学院における学修の状況

- ① 法律基本科目(新司法試験の試験科目が中心)や実務基礎科目にとどまらず, 基礎法学科目, 隣接科目等についても積極的に履修した。
- ② 通学に往復3時間程度かかる上, 子どもの世話等もあり, 思うように勉強時間が確保できなかった。結果, 日ごろの勉強は必然的に授業の予習・復習に限られ, 別途自習時間をとることはほぼ不可能であった。
- ③ 勉強は, 教科書や講義資料を繰り返し読むことが中心で, そのほか, 教わっている先生や愛読する教科書を書かれた先生の論文を読むなどしていた。3年次の終盤, 先生(実務家教員)に勧められ, 勉強の成果をレジュメにまとめてみたところ, 知識の整理に大いに役立った。
- ④ 新司法試験合格のために特別な工夫をしたということはないが, 基本的な事柄を重視したことが有用であったと思われる。

(2) 司法試験予備校の利用

- ① 未修者は, 勉強方法や答案の書き方が分からない。地方小規模校にあっては, 全国的に見た自分の実力も分からない。そこで, 3年次の秋から予備校の答案練習(短答・論文)を受講した。しかし, 民事・刑事模擬裁判を含む授業との両立ができず, 消化不良に終わってしまった。
- ② 2007年, 2008年の新司法試験を受験する直前に, 予備校の模試を受けた。長時間の試験に耐える訓練として有益であり, 短答式試験を解くコツを身に着けることもできた。

4 新司法試験に合格しなかった場合のリスク

設立時の入学定員が想定より増加したため、法科大学院受験を決意する時点において、全修了者の7～8割が新司法試験に合格するのは非常に困難であろうと推測できた。

ただ、司法制度改革審議会意見書の「相当程度（例えば約7～8割）」という記載を信頼していたし、退路を断つ以上は合格するしかないという高揚感も手伝ってか、三振した場合の身の処し方は具体的に考えていなかった。

5 法曹養成制度に対する感想など

(1) 三振制，低い合格率，経済的負担

法科大学院を経て法曹になるまでの経済的負担は過大である。三振の憂き目を見れば、ひとり受験生だけでなく、その家族の将来までも崩壊しかねない。もはや、新司法試験は社会人が退路を断ってまで挑戦する試験ではなくなっている。

三振制を維持する限り、新司法試験の合格率の低さと経済的理由から、法曹志望を断念する人が相当数あるのではないかと懸念している。三振制は、受験生の不安と受け控えを招くのみならず、法曹界に多様な人材を確保する上で大きな障害となっている。同時に、高度な法的知識を有する人材を十分に活用できないという国家的損失をも生じさせている。

そもそも、新司法試験の合格率を7～8割に設定することを前提として三振制が導入されたのであれば、逆に7～8割が不合格となる現状においては、受験回数制限の撤廃を含めて制度を見直す必要がある。

(2) 地方小規模法科大学院の意義

島根大学法文学部出身の旧司法試験合格者は、おそらく数えるほどである。これは、従来、島根県内の法曹志望者のほぼ全員が、高校卒業後、大都市圏の著名な大学に進学していたこと、近隣に司法試験予備校がないことなどが要因であると思われる。

また、県内の社会人が旧司法試験への挑戦を思い立ったとしても、予備校がないために自己流の勉強をせざるを得ず、最終合格の可能性はほとんどなかったであろう。

山陰法科大学院は、過去5回の新司法試験で12名の合格者を輩出した。その中で弁護士登録をした6名のうち4名が山陰両県で弁護士として活動しており、そのうち3名は社会人経験者である。司法修習中（予定者含む）の複数の修了生も地元での就職を希望していると聞く。地方小規模校が、法曹の多様性確保と司法過疎の克服に果たす役割は大きい。

(3) 新司法試験受験会場の適正配置

先生方（とりわけ実務家教員）から、司法試験でも実務でも基本が重要であると頻繁に聞いていたため、受験に当たり、法科大学院での教育内容に照らして不安を覚えることはなかった。

むしろ、新司法試験がアウェー戦であること、つまり、島根から日帰りできる試験地がなく、受験直前に宿泊準備等の雑事を強いられることや、受験会場・ホテルでの孤独感等が意外な難敵となった。

すべての受験生がその実力を遺憾なく発揮できるよう、新司法試験受験会場の適正配置、すなわち大都市圏以外にも試験地を設けることを強く求める。

以上

⑦

新司法試験に合格した者の意見等

平成22年11月9日

金融庁職員 小澤裕史

1 司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

新司法試験のリスクについてはあまり考えていなかった。勉強の方法を間違わずに、一生懸命勉強をすれば合格できると確信を持っていた。

2 法科大学院

○ 修了者の進路

- ・ 法科大学院修了者にとっては、卒業後の進路として様々な選択肢があったほうがよく、公務員に就職する道も拡張していただければよいと思う。
- ・ また、新司法試験合格者を受け入れる会社や国・地方公共団体にとっても、法律のバックグラウンドをもつ人間を受け入れることによって、その者を活かしてよりよいサービスを提供できるというメリットがあるかもしれない。そこで、一度受け入れていただき、受け入れた者が評価できる人物であれば、徐々に受け入れる人数を拡張していただければよいと思う。

○ 経済的負担

法科大学院生の中には奨学金制度を利用している者が半数ぐらいいて、弁護士として働き始める時点で何百万かの借金を背負うことになるかと嘆いている者もいた。法科大学院の経済的負担は大きいと思う。

○ 新司法試験対策

法科大学院制度に対しては肯定的な意見を持っているが、法科大学院の数が多すぎ、新司法試験に合格する保証はないため、どうしても在学途中から新司法試験が気になり、法科大学院本来の授業がおざなりにされてしまう傾向がある。

3 新司法試験

○ 受験回数制限

新司法試験の受験回数制限は妥当であると思う。5年間で3回受験して合格しなければ、法曹よりも他の道に進もうという気持ちにさせる。合格率維持のためにも妥当であると思う。

⑧

新司法試験合格者（社会人）の意見等

平成22年11月2日

匿名希望

1 法曹人口について

新司法試験の合格者数 3,000 人という人数にはこだわらないが、ロースクール修了生の7、8割が合格するという当初の目標を達成してほしい。

2 新たな法曹養成制度

○ 社会人にとってのリスクと経済的な負担

周囲の社会人に勧められる制度ではないほど、リスクも経済的な負担も大きい。会社をやめて法科大学院に入学した場合は、3年間全く働けないことになり、経済的な負担や合格しなかった場合に修了後4年目、5年目まで受験勉強が続くことを考えると、ある程度経済的に満たされている人でないと挑戦することすらできなくなっている。

3 法科大学院

○ 社会人が学びやすいシステム

多様な優秀な人材を法曹に受け入れるのであれば、働きながら学べる夜間コースをもっと作り、その代わり、入学は厳しくして、夜間コースでもしっかり学べば合格するというシステムにしていかないと、結局、法学部卒業の若い人たちが法学部時代から勉強して合格していく試験になり、昔と何も変わらない。

○ 新司法試験対策

新司法試験に合格しないことにはどうにもならないとなると、学生はどうしても基本科目の授業ばかりを受講するようになるし、学校側も合格者数を増やさないと補助金削減と言われると、やはり合格者数を念頭におく現状にあるので、法科大学院の理想と現実が一致していない。

○ 修了者の進路

法科大学院を修了しても世の中で何も評価されない。新司法試験に3回不合格となり、また別の法科大学院に再入学した友人もあり、おかしなことだと思う。法科大学院で学んだことが会社できちんと生かしていけるようになれば理想である。

4 新司法試験

○ 受験回数制限

7、8割が合格することが前提の回数制限であるから、現段階でそれができていない以上、回数制限は撤廃すべきと考える。

⑨

新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者の意見等

平成22年11月2日

匿名希望

1 司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

新司法試験のリスクは、大きかったと思うが、法曹の道がどうしても諦められなかったので、三振した後のことについては、まともに考えていなかった。前宣伝は、「きちんと勉強したら、普通の人なら3年以内には受かる」というものだったので、現在のような低い合格率は1期生の私からすると想像できなかったものだ。ただ、実際の試験問題を見て、きちんとローで勉強すれば3回以内には合格するとは思った。

2 法科大学院

○ 法科大学院の多様なカリキュラム

- ・ 法科大学院生は、現実の合格率の低さに不安感を持つ中で、一見試験の合格には関係ないかに見える科目の勉強を法科大学院ですることによって葛藤がある。今の受験生は、貴重な講演会が用意されても、そんな時間があるなら試験対策に充てる、という感じだ。
- ・ 個人的には、法科大学院において多様なカリキュラムが用意されることは必要であると思うし、実際、私の今の職業からすると、例えばWTO法を勉強しておいたことが非常に役立っている。もちろん、みんながそう思うとは思わないが、多くの学生は、多様な科目を勉強する意義は十分理解しつつも、受験回数制限が理由なのか、低い合格率が理由なのかは分からないが、不安感を持って勉強していることは間違いなく、大変だと思う。

○ 新司法試験対策

- ・ 法科大学院が受験対策を行ってくれたほうが安心はするが、それも形だけの受験対策ではかえって不安になるし、逆に受験対策ばかりのような授業であると、何のために法科大学院に入学したのかとも思う。結局はバランスの問題であるが、少なくとも自分たちの法科大学院は新司法試験に合格させることを真剣に考えてくれていると学生に思わせることが大事だと思う。
- ・ 受験対策は多少必要であるが、予備校にとってかわるようなものにはなり得ない。

○ 修了者の進路

- ・ 新司法試験に3回不合格になった者や友人の話では、新司法試験に合格しないと一切法科大学院に入学した意味がないとどうしても思ってしまうことがつらいと言っている。
- ・ 実際に法科大学院でいろいろなことを学べてよかったとポジティブに思える人はまだしも、仮に受験に「特化」して勉強をして新司法試験に受からなかった場合は、この5年、6年は何であったのかという感じになる。法務博士の学位はあるが、現実にはあまり意味がない。

3 新司法試験

○ 受験回数制限

- ・ 3回の受験回数制限は、このような低い合格率を前提とすると厳しいという印象を受ける。3回続けて受ける人はまれで、途中受け控えする人が多いが、えてして卒業から時間が経てば経つほどロースクールでの「体験」も希薄化し、合格にも必ずしもつながらないことを考えると、人材の社会経済的な損失とも思える。
- ・ 他方、5年で3回受験できることは、それほど合格の見込みがない人でも3回使い切るまで受験したいという一つの区切りがあるとも言え、5年というスパンで見れば、人生転換させるきっかけを作るというシステムが機能しているとも思える。ただ、私のように、3回受験するまでもなく轉身できる人はまれではないか。

新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者の意見等

平成22年11月2日

匿名希望

1 新司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

新司法試験に合格しなかった場合のリスクは、受かると思っていたのであまり考えていなかった。

○ 合格者数

司法試験3,000人の合格枠は、法科大学院に入学したときには達成されないだろうという認識があった。ただし、2,000人で歩留まりするとは思っていなかったなので、その2,000人の枠で、その後の弁護士への就職のことを考えると、1,000人以内に入らなければ厳しいだろうという認識は常に持っていた。

2 法科大学院

○ 修了者の進路

法科大学院を修了すると法務博士の学位を得るが、それを就職に生かせると考えている人間は1人もいない。就職はかなり厳しい。

3 新司法試験

○ 出題内容

- ・ 試験内容は、実際に使う問題、契約書関係の問題はもう見る影もなくなってしまい、事例も薄い問題にどんどん変容しており、実務家を念頭に置いた実務的な出題をするという趣旨からみるといかなものか。
- ・ 例えば今年の子会社法の問題は、設立に関する問題であったが、実務的というよりは、むしろ教室事例のような問題であった。

○ 受験予備校

- ・ 今年の新司法試験に関しては、驚くような問題が多く、行政法や地方自治法がメインに出ており、基本を理解し、それを現場志向で考えるという趣旨であったと思うが、科目にもよるものの、見たことのない問題を出題し、その場の瞬発力のようなものを問う試験になっている。受験予備校が対応できないような問題という意味では成功しているが、果たしてそれがいいのか。
- ・ エビデンスがない状態で暗記が悪い、予備校が悪いと指摘されていたことには違和感があった。予備校に悪い部分は多々あると思うが、よい部分は吸収し、法科大学院や新司法試験の改善に生かしていくべきではないか。

○ 採点基準や模範解答

- ・ 今の新司法試験の問題がほとんど現場（試験会場）で考える、だから、要は覚えてもしようがないというその制度はわかるが、長文を読んで現場（試験会場）で考えるという問題に対応できる法科大学院生がどの程度いるのかということは疑問に思う。一部の天才を除き、一般の能力の人間が努力して法曹界に行くということを考えると、ドングリの背比べの中でどう採点しているのかなということは疑問に思う。

- ・ 採点基準に関しては、ヒアリングで丁寧に開示する考査委員もいるが、できが悪いとか、合格答案でも参考にすべきでないというような否定的な意見が大半を占めており、受験生はどうすればよいのか指針を見出しづらい。

○ 受験回数制限

受験制限を5年、回数ではなく年度スパンで区切るというのは1つのよい方法だと思う。

○ 予備試験

- ・ 法科大学院を修了して新司法試験に不合格となった人にとって予備試験は、現時点では相当考えにくいシステム。3年間ないし2年間法科大学院に通った後、1年かけて予備試験に合格して、法科大学院の修了と同等の資格を得て、その翌年に新司法試験を受けるというシステムは果てしなく遠い。
- ・ 法科大学院は淘汰されつつあるが、上位校でなければ、新司法試験を真剣に目指している人であれば合格するし、そのような学校には奨学金があり、金銭的にも大した負担にならずに、既修者コースは2年間で修了資格が得られるので、2年間無償又は多少経済的な負担をして法科大学院に再入学した方が新司法試験に合格する可能性も高く、費用も安く、新たに一般教養を勉強する必要もなく、リスクが低いというおかしなことになる。したがって、制度設計に疑問がある。

法科大学院在学生の意見等

平成22年11月2日

匿名希望

1 新司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

合格率の高い法科大学院に入学すれば、それなりに新司法試験に合格する可能性が高いと考え、それで法科大学院を受験した。3,000人という人数よりは法科大学院ごとの合格率を意識していた。新司法試験に合格しなかった場合のリスクについては、新司法試験を受験するのと同じ年に公務員試験を受けて、官公庁への就職を考えている。入学する前は、法曹も視野に入れていたが、今は公務員が第1志望。

2 法科大学院

○ 新司法試験対策

1年生のときはすべて必修科目で、司法試験に出題される科目を学ぶことが多かった。1年生のときは講義形式で行っていた授業が、2年以降は、すべて双方向型の演習形式になった。事前に事例形式の課題が出され、それについて授業で検討するという形になっており、毎回その事例に沿った形で答案を書くようにすれば、そのまま試験対策になる印象。必修科目以外の選択科目が全体の30%ぐらいを占める。なるべく試験に関係のありそうな科目を選択。

○ 答案練習

法科大学院で新司法試験の答案の書き方を教えることはタブーになっているが、これはぜひ解禁してほしい。新司法試験に合格するためというより、実務家として文書を作成する能力の養成が必要。

3 新司法試験

○ 試験日程

新司法試験については、民間企業に勤めている人とか、公務員として働き始めた人など社会人が働きながら受験しやすい日程にしてほしい。そうすれば、法科大学院にいる間に就活をして、修了した後、働きながら受験できるので、社会人経験ゼロで浪人し続けるリスクを減らせると思う。

○ 試験から合格発表までの期間

新司法試験から合格発表までの期間については、法曹を目指す人にとっては皆条件が同じなので特にデメリットにはならないと思う。修習や再受験に向けて勉強したり、弁護士事務所を回ったりしており、良い過ごし方が出来ているような印象。公務員併願者にとっては、新司法試験から合格発表までの間に官庁訪問ができるので、ちょうどいい。民間企業の採用はほとんど終わってしまっているため、民間企業への就職活動を並行している人にはやや不利かもしれない。

○ 経済負担

親からの援助を受けており、今は経済面で苦勞していない。確実に返せるかわからないので奨学金は借りなかった。

法科大学院在学生の意見等

平成22年11月2日

匿名希望

1 司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

- ・ 合格しなかった場合のリスクを今は考えておらず、司法試験に受かることだけを考えて毎日勉強している。
- ・ 法曹の数が足りないと従来から言われていたが、実務家が受け入れられる人数はある程度決まっていたので、いきなり3,000人は多過ぎて、1,500人~2,000人でしばらく推移した後に徐々に合格人数が上がっていくだろうと思っていた。まだ合格者数3,000人に達していないが、合格人数自体にはあまり意識はなかったので、上位3,000番に入れば合格できると思って法科大学院に入学したわけではない。
- ・ 各法科大学院の合格率が下がってきているので、法科大学院では本腰を入れて勉強しないといけないという雰囲気が見られる一方で、学部からそのまま進学した者の中には試験の現実感がやや希薄なものも多数見受けられる。職業を持つ社会人は、合格するしかないという覚悟を決めているせいか学部からそのまま進学した者よりも必死。

2 法科大学院

○ 法科大学院の入学者数

法曹の実務家が何を法科大学院の修了生に求めているかにもよるが、新司法試験の合格率の低さという面から考えると、法科大学院の入学定員が多いので、法科大学院に入る前の段階である程度人数を絞る制度のほうが好ましいのではないかと感じる。法科大学院を修了した後も司法試験に落ち続けて道に迷っている人を多く見たり聞いたりしているので、早いうちから何らかの形で選抜する制度のほうがよい。

○ 教育内容

法学部の学生のときは司法試験用の授業ではなく、教養としての法学や法律の基礎理論・概念、学問としての法学を学ぶというスタンスであったので、法科大学院に入るメリットは、本当に実務家としての法律の知識・技術を習得していくことにある。法科大学院は、新司法試験に向けた答案練習もさることながら、文章そのものの書き方だったり、思考能力を鍛える実践的な時間であったり、授業もいくつかあればよい。

○ 情報の公開・提供

法科大学院の現状や修了生の進路の情報が公開されていれば、大学生が進路を決定する際の判断材料になる。学部生の就活が始まる3年次に進路について迷っている学生が多いと思うので、就活セミナー等の際に、法科大学院の状況がわかるような情報が提供される仕組みになっていけばよい。

3 新司法試験

○ 旧司法試験と新司法試験

旧司法試験は、働きながら、あるいは大学時代から受けられる制度というメリットがあった。一方、新司法試験は、実務家に指導していただくので、法科大学院修了後にスムーズに修習なり実務に入っていけるというメリットがあるので、どちらにも一長一短。

○ 試験の内容

新司法試験は、かなりの分量であることは間違いないが、旧司法試験も多くの論点や争点・学説等を覚え、論証していかなければならないことからすると、新旧の試験は試験の性質の違いはあるものの勉強の分量そのものには違いはないように思われる。また、新司法試験は旧司法試験時代よりは、思考能力、理解力、表現力の方が問われているので、同じ試験であるとは考えていない。